

山梨県公報

第六百六十九号

令和八年
七月六日

月曜日

目次

告示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の廃止
- 道路の供用開始（二件）
- 道路の区域変更

公告

- 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表
 - 令和八年度行政書士試験の実施
 - 基本測量の実施
- 教育委員会
- 一般競争入札について

告 示

山梨県告示第二百十八号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）
は、廃止する。

令和八年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和八年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山小屋敷字駒園二 二六八番三地先から 甲州市塩山小屋敷字駒園二 二七一番二地先まで	五〇・八	令和八年七 月七日

山梨県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府市川三 郷線	西八代郡市川三郷町市川大 門字橋場二七九〇番三地先 から 西八代郡市川三郷町市川大 門字橋場二七八八番一地先 まで	一五・〇	令和八年七 月六日

山梨県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別			敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧	旧		
西八代郡市川三郷町上野字川浦六一五番 一地从から 西八代郡市川三郷町市川大門字橋場二七 八八番一地从まで					
	九・七〇 三二・三	九・七〇 三二・三	十・一〇 六四・〇		一三六・八 一三六・八 一一九・八

公 告

◎ 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

令和八年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の令和七年度の決算を次のとおり公表する。

令和八年六月三十日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 保 坂 武

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和7年度決算の要旨を公告する。

令和8年6月30日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 保坂 武

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	
収 入	負担金	4,228,782	9,061,401	484,941	62,333		142,678	152,470					
	介護分	373,334											
	掛金・組合員保険料	4,222,787	5,892,577	484,938				149,293					
	介護分	378,883											
	施設収入・商品売上								332,414				
	利息及び配当金	5,991				12,891	0	1,536	1,084	2,342	547,844	17	1
	介護利息	108											
	その他収入	474,009						55,858	39,802	378	7,371	17,111	62
	他経理から繰入金							27,469					
	前年度繰越支払準備金	755,164											
	計	10,439,058	14,953,978	969,879	62,333	12,891	0	227,541	342,649	335,134	555,215	17,128	63
支 出	給付金	4,904,314											
	役職員給与						115,510	28,246	2,753	25,239	4,864		
	旅費・事務費						8,566	8,063	1,534	2,617	1,127		
	商品仕入								4,769				
	飲食材料費								66,519				
	委託費						5,510	5,460	146,294	21	21		
	支払利息					12,891	0			440,172	12,813	62	
	連合会払込金	108,658											
	連合会拠出金	503,482											
	退職者給付拠出金												
	前期高齢者納付金	1,191,896											
	後期高齢者支援金	1,844,831											
	介護納付金	785,912											
他経理へ繰入金	27,469												
その他支出	5,297	14,953,978	969,879	62,333			106,326	327,270	184,190	7,116	3,696		
次年度繰越支払準備金	753,232												
計	10,125,091	14,953,978	969,879	62,333	12,891	0	235,912	369,039	406,059	475,165	22,521	62	
差引当期利益金		0	0	0	0	0	△ 8,371	△ 26,390	△ 70,925	80,050	△ 5,393	1	
差引当期短期利益金	348,061												
差引当期介護利益金	△ 34,094												
年度末支払準備金	753,232												

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
資 産	流動資産	3,202,071	1,701	10	0	23,854	343,323	403,267	405,226	2,973,231	26,434	1
	固定資産					1,266,000	1,564	549	1,145,592	37,039,447	1,353,045	6,136
	資産合計	3,202,071	1,701	10	0	1,289,854	0	344,887	403,816	1,550,818	40,012,678	1,379,479
負 債	流動負債	360,527	1,701	10	0		3,021	126,335	32,719	37,536,504	247	
	固定負債	753,232				1,289,854	126,432	27,120		27,302	1,291,502	6,136
	負債合計	1,113,759	1,701	10	0	1,289,854	0	129,453	153,455	32,719	37,563,806	1,291,749
資 本	資本剰余金								1,381,899			
	利益剰余金	2,102,026					215,434	250,361	136,200	2,448,872	87,730	1
	欠損金	△ 13,714										
	資本合計	2,088,312					215,434	250,361	1,518,099	2,448,872	87,730	1
負債・資本合計	3,202,071	1,701	10	0	1,289,854	0	344,887	403,816	1,550,818	40,012,678	1,379,479	6,137

◎ 令和八年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

令和八年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月六日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 望 月 達 史

1 試験期日 令和8年11月8日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験場	所在地
山梨英和大学	甲府市横根町888

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とします。記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 試験案内の掲載及び配布

(1) 試験案内は、公示以降、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに掲載します。

<https://gyosei-shiken.or.jp>

(2) 試験案内・受験願書の配布を希望する者には、下記ア、イにより配布します。

ア 窓口での配布

- ・ 窓口での配布期間：令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）
- ・ 配布場所

配布場所	所在地	配布時間
山梨県総務部 行政法務課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館 3階	8:30～17:00
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎	
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鰍沢771-2 南巨摩合同庁舎	

中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎	8:30~17:00
富士・東部地域県民センター	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎	
やまなし観光推進機構	甲府市丸の内1-8-11 OBIビル3階	
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00~17:00

(注) 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布しません。

イ 郵送による配布とその請求方法

- ・ 郵送による配布の請求期間：令和8年7月6日（月）から同年8月7日（金）必着
この期間内に、下記の手続により請求があったものについて、令和8年7月21日（火）から郵送により配布します。
- ・ 請求方法：返信用封筒（角形2号の封筒に、住所・氏名・郵便番号を記載し180円分の切手を貼付したもの）を、下記の宛先まで郵送してください。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間：令和8年7月21日（火）午前9時から同年8月24日（月）午後5時まで
この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。インターネットによる受験申込みは、令和8年8月24日（月）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなりますのでご注意ください。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページをご確認ください。

イ 受験手数料の払込み：クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

- ・ 利用できるクレジットカード

VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、
Diners Club

- ・ 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(2) 郵送による受験申込み

ア 受付期間：令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）消印有効

イ 受付場所：一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。令和8年8月17日（月）の消印があるものまで受け付

けます。

ウ 提出書類：受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）

(3) 受験手数料：10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験自体を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先：一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-3263-7700
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「インターネットによる受験申込み」又は「郵送による受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。
ご相談受付期間：令和8年7月6日（月）から同年8月17日（月）

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和9年1月27日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載します。（掲載開始時間は合格発表日の午前中）

◎ 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 測量の地域 山梨県甲府市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町及び富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡富士河口湖町並びに北都留郡小菅村及び丹波山村

三 測量の期間 令和八年八月二十八日から令和九年三月三十一日まで

教育委員会

◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年七月六日

山梨県教育委員会

教育長 荻 野 智 夫

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 県立学校等広域イーサネットサービス提供業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和八年十月一日から令和十三年九月三十日まで

4 履行場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁総務課教育企画室

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のないものとみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を

當んでいない者

- 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（役務）に登録を受けている者であること。
- 4 その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和八年七月二十四日（金）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

郵便番号四〇〇―八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁
総務課教育企画室

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 この公告の日から令和八年七月二十四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明会 本件に係る入札説明会は実施しない。
- 3 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和八年七月二十四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の問い合わせ先に電話連絡すること。
- 4 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和八年八月十七日（月）午後四時三十分
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館三階教育委員会室
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第二百二十条の規定により、違約金を徴収するものとする。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 前払金の有無 無
- 5 契約書の作成 要
- 6 最低制限価格 無
- 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）二百三十四条の三に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
- 8 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問合せ先 山梨県教育庁総務課教育企画室（電話〇五五―二三―一七五〇）

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Wide-area Ethernet service

provision for prefectural schools, 1 set

2 Date and time for tender: 4:30PM August 17, 2026

3 Bureau in charge: Education Bureau General Affairs Division
Education Planning Office, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-
6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8504 Japan TEL 055-223-1750